

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成 28 年 4 月 8 日
発信課 担当者	建築部建築総務課住宅政策係 佐藤
連絡先	電 話 (内)5742 (直)25-9708
	F A X 25-9788
	E-mail kenchikusomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	4 月 20 日 ~ 5 月 20 日
発表項目 (行事名)	平成 28 年度 旭川市やさしさ住宅補助金の募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>旭川市では、高齢者の方々が自宅で安全に安心して暮らすことができるように、住宅の改修や住環境の整備を行う場合に費用の一部を補助する「旭川市やさしさ住宅補助制度」を平成 27 年度に引き続き実施することになりました。</p> <p>つきましては、より多くの市民の皆様の本制度を知っていただきたいため、広く報道して下さるようお願い申し上げます。</p> <p>なお、補助金の申請には、工事見積書等をご用意いただくために時間を要します。このため申請の受付までの広報が重要と考えておりますので、4 月 11 日から 4 月 19 日までの期間での掲載について重ねての御配慮をお願いいたします。</p> <p>1 対 象 申請時に満 60 歳以上の方(対象者)が住んでいる旭川市内の住宅 申請される方(もしくは対象者)が旭川市税を完納されている方</p> <p>2 対象工事 バリアフリー化工事、断熱・防寒工事のうち補助対象工事基準に定められたもの</p> <p>例：バリアフリータイプのユニットバスに取替、断熱性能の高い窓に取替など</p> <p>※要介護(要支援)認定者や、障害者等で住宅改修費の給付対象者である場合、該当する制度の住宅改修費支給(給付)対象工事については、やさしさ住宅補助制度の対象になりません。</p> <p>※既に着工している工事は対象になりません</p> <p>3 補 助 額 対象工事費の 1/3 で、10 万円以上 15 万円以下</p> <p>4 募集予算枠 3,600 万円</p> <p>5 申請受付期間 4 月 20 日(水)～ 5 月 20 日(金)</p> <p>6 申請書配布・受付・お問い合わせ 旭川市 6 条通 10 丁目旭川市第三庁舎 4 階 建築部建築総務課 TEL 25-9708</p>
添付資料	有 ●平成 28 年度 旭川市やさしさ住宅補助制度のご案内(パンフレット) ●旭川市やさしさ住宅補助対象工事基準 ●別紙省エネ基準概要
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

平成28年度 旭川市やさしさ住宅補助制度のご案内



やさしさ住宅補助制度って？

高齢者の方々が、自宅で安全に安心して暮らすことができるように、住宅の改修や住環境の整備などを行う場合に、その費用の一部を補助する制度です。

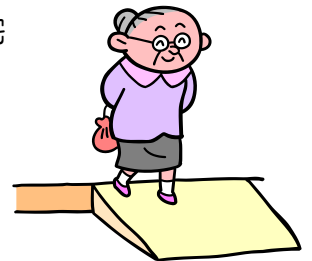


どんな住宅が対象になるの？

申請時に満60歳以上の方（対象者）が住んでいる、旭川市内の住宅が対象となります。申請する方（工事契約をする方）が別の場合、同居している事が条件です。対象者と申請者が、旭川市税を完納している必要があります。

《対象除外となる住宅》

- ・過去に「本制度（旭川市やさしさ住宅補助制度）」を利用した住宅
 - ・今年度に次の制度を利用する、または利用した住宅
 - 「旭川市住宅改修補助制度」
 - 「旭川市住宅雪対策補助制度」
 - 「旭川市住宅耐震改修補助制度」
 - 「旭川市水洗便所（排水設備）改造資金融資あっせん制度」
 - 「旭川市災害弱者緊急通報システム設置助成制度」（ホットライン119）
- その他、住宅の改修に係る旭川市の補助制度



どんな工事が対象になるの？

バリアフリー化工事、断熱・防寒改修工事のうち、別紙「旭川市やさしさ住宅補助対象工事施工基準」に定められたもの、上記対象工事に関連する工事が対象になります。工事は市内建築関連事業者に限ります。

※ 既に契約や着工をしている工事は対象になりません

※ 次に該当する工事は対象になりません

- 1 対象となる住宅に住んでいる方が、次の①～③のいずれかで、バリアフリー化に該当する工事
 - ① 要介護（要支援）認定者 [担当：介護高齢課]
 - ② 重度身体障害者（下肢または体幹機能障害3級以上の方） [担当：障害福祉課]
 - ③ 難病患者（対象疾患による障害がある方） [担当：障害福祉課]
- 2 新築
- 3 国・道などで実施する補助制度を利用する場合、その補助対象工事



補助の金額は？

補助対象工事費の1/3で、10万円以上15万円以下（千円未満切り捨て）

※補助対象工事費が30万円以上の工事からお申し込みいただけます。



補助申請の手続きは？

○申請書等の配布・相談・申請受付窓口

旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎4階
建築総務課住宅政策係 電話25-9708

※申請受付は上記窓口となります。郵送では受付していませんのでご注意ください。

※申請書書式は各支所及び地区センター等で配布するほか、旭川市役所のホームページからダウンロードできます。

○申請受付期間

平成28年4月20日（水）～5月20日（金）

※申請書の配布・相談については上記期間以外でも随時行っております。

○募集予算額 3,600万円

・申請受付期間で予算額を超えた場合は、抽選により交付予定者を決定します。

・申請受付期間で募集予算額に満たない場合は、期間を次のとおり延長して、予算額に達するまで受付を行います。

【受付延長期限】 平成28年12月15日（木）

○抽選会について

・抽選は以下の日程で行います。抽選の様子をご覧になりたい方は、申請受付時にお渡しする受付票で詳細をご確認ください。



【抽選日】 平成28年5月27日（金）

○補助交付決定のお知らせ

・申請書類の内容を審査したうえ、補助金交付決定通知書をお送りします。

・補助金交付決定通知書が届いてから、工事の契約を行い着工してください。

○その他注意事項

・申請される住宅が、併用住宅、共同住宅（賃貸・分譲）の場合は、申請前にご相談ください。
なお、分譲マンション等の改修工事は、建物の管理組合等との協議や承諾が必要とされている場合がありますのでご注意ください。

・申請された書類の内容に不備がある場合など、補助金を交付できない場合があります。

・提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーを取ってください。

・抽選会直後は審査が集中し、時間を要することが想定されます。迅速に交付決定を行うため、市から申請書類の訂正等の要請があった場合は、速やかな対応等ご協力をお願いします。

・交付決定後も各種書類に押印頂くことがあります。交付申請書と同じ印鑑を使用して頂くこととなりますので、お間違えの無いようご注意ください。

・一定の要件を満たす改修工事を行う場合は、税の優遇措置を受けられる場合がありますので、詳しくは下記担当へお問い合わせください。

（担当）固定資産税～旭川市資産税課（工事完了後3か月以内の申し込みが必要）
所得税・贈与税～税務署

※「（一社）住宅リフォーム推進協議会」のホームページでも御確認いただけます。

◎補助申請に必要な書類

① 補助金交付申請書 【様式第1号】	所定の用紙【様式第1号】に記載してください。
② 付近見取図	改修する住宅の位置がわかる地図等を添付してください。
③ 平面図等の改修図	改修図は現況と改修案の2種類必要です。
④ 現況写真（日付入り）	申請工事箇所の全てを写した3か月以内の写真が必要です。
⑤ 改修工事見積書（原本）	施工業者が作成し、押印したものがが必要です。 対象工事部分を明確にし、対象工事費を算出してください。
⑥ 申請者及び対象者の 納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口、または各支所の窓口において 1部300円で交付を受けてください。 （概ね3か月以内に発行されたもの）

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求められることがあります。



補助金交付の手続きは？

工事完了後、工事完了報告書を提出いただき、完了審査を行った上で、交付額確定通知書を送付します。

交付額確定通知書が届いてから、概ね1～2週間で申請者が指定した金融機関の口座に補助金が振り込まれます。



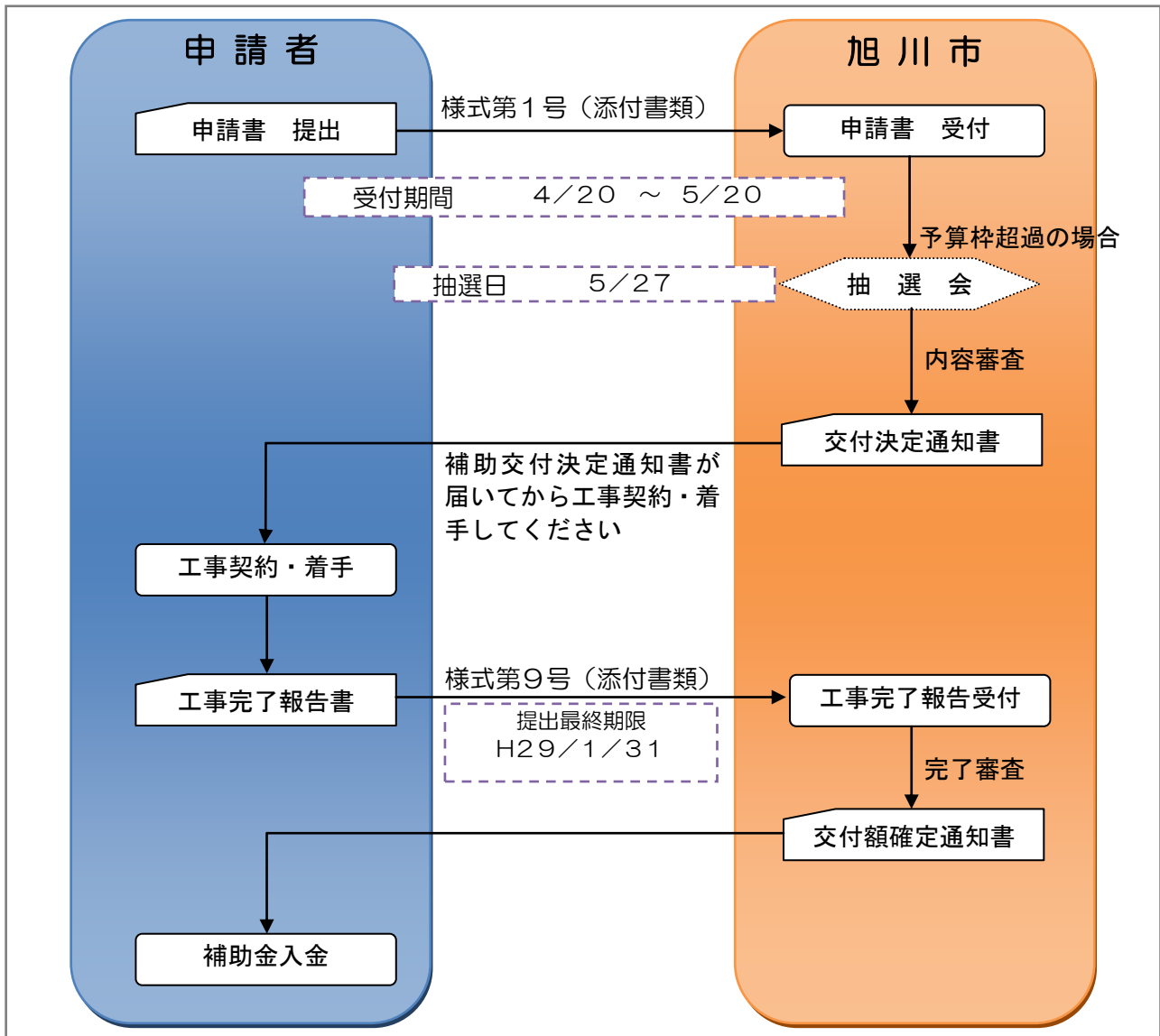
◎工事完了報告に必要な書類

① 工事完了報告書 【様式第9号】	書式は補助金交付決定通知書と一緒に送ります。
② 完了状況写真(日付入り)	隠ぺい部分（陰に隠れて見えない部分）がある場合は、工事中的写真も必要となります。
③ 工事請負契約書の写し	書式は任意です。申請した工事費と請負契約書の金額が違う場合や、工事内容を変更する場合などは、事前に変更申請が必要となります。
④ 支払を証明する書類 の写し	領収書や振込票などの写しが必要となります。支払いが複数回に分かれている場合（施工業者が複数など）は、今回の改修に伴った全てのものが必要となります。

**「工事完了報告書」は工事完了後、速やかに提出してください。
最終提出期限：平成29年1月31日（火）**

※最終提出期限までに「工事完了報告書」の提出がない場合、補助金をお支払いできない場合もありますので、十分ご注意ください。

《旭川市やさしさ住宅補助制度 手続きフロー》



《高齢者、障害者の住宅改修に関する補助制度》

【介護保険（予防）住宅改修費支給】（旭川市 介護高齢課 ☎ 25-6485）

介護保険制度で、要介護もしくは要支援と認定されれば、20万円の限度内（原則として1割負担）で住宅改修を行うことができます。（支給限度額18万円）

【障害者住宅改修費給付】（旭川市 障害福祉課 ☎ 25-6476）

障害をお持ちで基準を満たす方は、20万円の限度内（原則として1割負担）で住宅改修を行うことができます。（支給限度額18万円）

～ お問い合わせ 申請書提出先～

旭川市 建築部 建築総務課

旭川市役所第三庁舎4階 電話25-9708

旭川市やさしさ住宅補助対象工事基準

高齢者が安全に安心して暮らすことができるよう、住宅の性能や機能を向上させるものや、住環境を整備する改修を対象とします。

対象になる改修工事の例	
バリアフリー化工事	移動を容易にする工事
	1 手すりの設置（下地に強固に取り付けるもの）
	2 足元灯の設置
	3 屋外スロープの設置（幅が1.2m程度で道路から玄関まで段差がないもの）
	4 床の段差解消、かさあげ
	5 建具の敷居解消
	6 すべりにくい床材への変更、階段ノンスリップの設置
	7 壁の移設
	8 動線短縮のための出入口設置
	9 引き戸や吊り戸への取替え、レバーハンドル等への取替え
	10 ホームエレベータ、階段昇降機（固定式）の設置
	高齢者が使いやすい設備に変更する工事
	11 バリアフリータイプのユニットバスに取替え
	12 和式便器から洋式便器に取替え
	13 車イス対応のキッチン・洗面台に取替え
	14 2口蛇口をシングルレバー混合栓に取替
15 玄関腰掛イス（固定式）の設置	
16 大型ボタンスイッチ、人感センサー照明、カメラ付きインターホンの設置	
断熱・防寒改修工事	別紙の（旧）新省エネルギー基準に適合するもの
	17 床・壁・天井（外部に面する部位）の断熱材の入替え
	18 風除室を新たに設置
	19 玄関戸を断熱性の高いドアに取替え
	20 窓を断熱性の高い窓に取替え（網戸取替を同時に行う場合は網戸も含む）
	21 窓や勝手口を撤去し外壁とする造作
共通	22 対象工事に伴って必要になる工事・費用 （例）・諸経費（各種調査費、手続き代行費は対象外） ・ユニットバス取替えに伴う給排水工事 ・対象工事に直接関係する撤去、下地、復旧工事
	23 列記されている工事の他に、高齢者の日常生活の安全性、利便性等の向上に効果があると市長が認めた工事は対象

※内装仕上工事で、ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する場合は、規制対象外（F☆☆☆☆）の材料のみ対象とする

対象にならない工事の例 【単なる住宅の修理や、部材の交換は対象になりません】	
・窓の新設	
・現在と同程度の断熱性の窓、ドアに取替え	
・押入の建具工事	
・単なる便器の取替え	
・断熱改修しない部分の仕上げ材の張替え	
・新築・増築（バリアフリー化を伴う増築工事は対象とする場合があります。）	
等	
判断が難しい場合は、事前にご相談ください。	

○ (旧) 平成4年告示新省エネルギー基準の概要

(1) 断熱工事に対する断熱材の厚さ (木造住宅の場合)

部位	断熱材の厚さ	必要な熱抵抗値	断熱材の種類と厚さ(単位:mm)					
			A-1	A-2	B	C	D	E
屋根又は天井		4.3	225	215	195	175	150	125
壁		2.4	125	120	110	100	85	70
床	外気に接する部分	3.7	195	185	170	150	130	105
	その他の部分	2.4	125	120	110	100	85	70
土間床等の外周部	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60
	その他の部分	0.6	35	30	30	25	25	20

(2) 記号別の断熱材の種類 (λ : 熱伝導率 {W/m \cdot k}) ※[]内は {kcal/(m \cdot h \cdot °C)} に換算したもの

A-1 (λ : 0.052~0.051 [0.045~0.044]) ・吹込み用グラスウールGW-1, GW-2 ・吹込み用ロックウール35K ・シージングボード
A-2 (λ : 0.050~0.046 [0.043~0.040]) ・住宅用グラスウール10K相当 ・吹込み用ロックウール25K ・A級インシュレーションボード
B (λ : 0.045~0.041 [0.039~0.035]) ・住宅用グラスウール16K相当 ・ビーズ法ポリスチレンフォームB種 ・タタミボード
C (λ : 0.040~0.035 [0.034~0.030]) ・住宅用グラスウール24K, 32K相当 ・高性能グラスウール16K, 24K相当 ・ポリスチレンフォームA種 ・吹込み用グラスウール30K, 35K相当 ・住宅用ロックウール(マット, フェルト, ボード) ・ビーズ法ポリスチレンフォーム1号, 2号, 3号 ・押出法ポリスチレンフォーム1種 ・吹込み用セルローズファイバー25K, 45K, 55K(接着剤併用) ・フェノールフォーム保温板2種1号
D (λ : 0.034~0.029 [0.029~0.025]) ・ビーズ法ポリスチレンフォーム特号 ・フェノールフォーム保温板1種1号, 2号, 2種2号 ・押出法ポリスチレンフォーム2種
E (λ : 0.028 以下[0.024以下]) ・押出法ポリスチレンフォーム3種 ・吹付け硬質ウレタンフォーム(現場発泡品) ・硬質ウレタンフォーム

(3) 開口部断熱工事に対する建具の種類又は組み合わせ

- ① 窓又は引戸は次のいずれかとする。
 - ・ガラス単板入り建具の三重構造であるもの
 - ・ガラス単板入り建具と低放射複層 (Low-E) ガラス (空気層12mm以上) 入り建具との二重構造であるもの
 - ・ガラス単板入り建具と複層ガラス (空気層12mm以上) 入り建具との二重構造であって、少なくとも一方の建具が、木製若しくはプラスチック製であるもの
 - ・二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が1.51 (単位: W/m 2 \cdot k。以下同じ。) 以下のもの
 - ・二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が1.91以下のもの
- ② 窓, 引戸又は框ドアは次のいずれかとする。
 - ・低放射複層ガラス (空気層12mm以上) 又は三層複層ガラス (空気層が各12mm以上) 入り建具であって、木製, プラスチック製, 木と金属の複合材料製又はプラスチックと金属の複合材料製のいずれかであるもの
 - ・木製, プラスチック製, 木と金属の複合材料製又はプラスチックと金属の複合材料製のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下のもの
- ③ ドアは次のいずれかとする。
 - ・木製建具で扉が断熱積層構造であるもの。なお, ガラス部分を有するものにあつては, ガラス部分を低放射複層ガラス (空気層12mm以上), 三層複層ガラス (空気層が各12mm以上) 又はガラス中央部の熱貫流率が2.08以下のもののいずれかとする。
 - ・金属製熱遮断構造の枠と断熱フラッシュ構造扉で構成される建具であるもの。なお, ガラス部分を有するものにあつては, ガラス部分を低放射複層ガラス (空気層12mm以上), 三層複層ガラス (空気層が各12mm以上) 又はガラス中央部の熱貫流率が2.08以下のもののいずれかとする。